

# 第四期特定健康診査等実施計画

---

## 住友商事健康保険組合

最終更新：令和 6 年 12 月

# 特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

## 基本的な考え方（任意）

### 1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が共同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### 2. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

## 特定健診・特定保健指導の事業計画【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

### 1 事業名 特定健診（被保険者）

対応する健康課題番号 No.18

#### 事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～（上限なし）、対象者分類：被保険者
方法	事業主と連携し、受診機会の拡大を図る。（事業主健診・人間ドック）
体制	健診管理システムを構築し、データによる管理を進める。受診率を上げるために事業主に受診督促の協力を依頼する。

#### 事業目標

健康状態未把握者を減少させることでリスク者の状況を把握し、適切な改善介入に繋げるための基盤を構築する。

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
内臓脂肪症候群該当者割合	16%	15%	14%	13%	12%	11%
アウトプット指標						
特定健診実施率	95%	95%	95%	95%	95%	95%

#### 実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
事業主と協力し、受診環境の整備（ハピルス健診による利便性の向上）および未受診者に対する受診勧奨を徹底する	事業主と協力し、受診環境の整備（ハピルス健診による利便性の向上）および未受診者に対する受診勧奨を徹底する	事業主と協力し、受診環境の整備（ハピルス健診による利便性の向上）および未受診者に対する受診勧奨を徹底する
R9年度	R10年度	R11年度
事業主と協力し、受診環境の整備（ハピルス健診による利便性の向上）および未受診者に対する受診勧奨を徹底する	事業主と協力し、受診環境の整備（ハピルス健診による利便性の向上）および未受診者に対する受診勧奨を徹底する	事業主と協力し、受診環境の整備（ハピルス健診による利便性の向上）および未受診者に対する受診勧奨を徹底する

### 2 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.1

#### 事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～（上限なし）、対象者分類：被扶養者
方法	健診未受診者のパターン分析を基にパターン毎のコンテンツによる健診勧奨通知を送付し、健診受診を促す
体制	条件別の該当者抽出や通知物の作成・発送はサービス提供事業者に委託し、業務負担の軽減を図る

#### 事業目標

健康状態未把握者を減少させることでリスク者の把握状況を強め、適切な改善介入に繋げるための基盤を構築する。

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
内臓脂肪症候群該当者割合	2%	2%	2%	2%	2%	2%
アウトプット指標						
特定健診実施率	70%	73%	75%	78%	79%	80%

#### 実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
未受診者を抽出し、漏れなく通知を行う	未受診者を抽出し、漏れなく通知を行う	未受診者を抽出し、漏れなく通知を行う
R9年度	R10年度	R11年度
未受診者を抽出し、漏れなく通知を行う	未受診者を抽出し、漏れなく通知を行う	未受診者を抽出し、漏れなく通知を行う



## 事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～（上限なし）、対象者分類：加入者全員/基準該当者
方法	・業務時間中の実施が可能になるよう事業主に働きかける ・ICT指導を活用し、実施機会を拡大する ・医療機関での健診当日の指導が拡大するよう機関側に働きかける
体制	事業主・医療機関・サービス提供業者と連携して進めていく

## 事業目標

保健指導実施率の向上および対象者割合の減少を目指す。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導対象者割合減少率	25%	28%	30%	33%	34%	35%
評価指標	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	40%	42%	44%	46%	48%	50%

## 実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す
R9年度	R10年度	R11年度
対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す

## 目標に対する考え方（任意）

国の基本指針が示す目標値を基準として、当健保組合の第3期特定健康診査実施実績（令和5年度）とを照らし合わせ、実現可能と考えられる目標値を設定した。  
 【特定健康診査実施率目標】（単一健保）90%以上（全国）70%以上（当健保組合令和5年度）被保険者：94.7% 被扶養者：68.1% 全体：85.1%  
 【特定保健指導実施率目標】（単一健保）60%以上（全国）45%以上（当健保組合令和5年度）被保険者：38.7% 被扶養者：45.6% 全体：39.3%  
 目標値の実現には被保険者・被扶養者の理解および事業主とのコラボヘルスによる連携が不可欠であると考えられる。そのため当健保組合は、十分な説明と受診機会の提供を行うように努める。

## 特定健康診査等の実施方法

【実施時期】実施時期は4月1日から3月31日までとする。  
 【特定健診】被保険者は、事業主が健診を実施する場合以外については、委託先業者を窓口とした人間ドック（ハビルス健診）で受診するものとする。被扶養配偶者も同様に人間ドック（ハビルス健診）で受診するものとする。それ以外の被扶養者には特定健診受診券（集合契約A・B双方利用可）を配布する。事業主が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業主から受領する。尚、当健保組合が負担した人間ドック費用の内、法定健診費用に該当する部分については事業主負担とし、事業主から当健保組合へ支払う事とする。  
 【特定保健指導】被保険者・被扶養者ともに当健保組合が全国にネットワークのある機関およびICTを活用した委託先に特定保健指導を委託し、十分な実施機会を提供するように努める。  
 【若年層の保健指導】事業主と連携し、40歳未満の被保険者についても健診結果に基づき、必要に応じて可能な範囲で保健指導を行うことにより、メタボリックシンドローム予備軍（特定保健指導流入者）の減少を図る。

※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3から自動反映されている場合は任意

## 個人情報の保護

特定健康診査等の実施に係る個人情報については、法令および当健保組合で定める個人情報保護管理規程を遵守する。  
 個人情報の取り扱いについては、当健保組合ホームページ等により被保険者等に周知する。  
 当健保組合、外部委託会社及び外部委託会社と提携する健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。  
 当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。  
 また特定健診・保健指導に関する個人データを利用できるのは、当健保組合職員および当健保組合と契約を交わした外部委託会社に限る。

## 特定健康診査等実施計画の公表・周知

特定健康診査・特定保健指導の周知については、各事業主による通知、機関誌「健保だより」およびホームページに掲載、広報することにより公表する。

## その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

本計画については、毎年、当健保組合と事業主により見直しを検討する。また中間評価の際に目標と大きくかけ離れ、見直しその他の必要がある場合には見直すこととする。